

第421回神奈川地方最低賃金審議会
議 事 録

- 1 日時 令和4年8月5日(金)午後1時30分から午後2時12分まで
- 2 場所 横浜第2合同庁舎 共用第2会議室
- 3 出席者
公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、千葉景子、盛誠吾

労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、林典子、山川眞一

使用者代表委員 大竹准一、栗原敏郎、清水智華子、山本弘
(欠席:上谷公志郎)
- 4 議事
 - (1) 神奈川県最低賃金の改正について
 - (2) その他

【事務局：監察監督官】

定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日もお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本審議会は公開することとされております。傍聴人の方は、公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、お願いいたします。

本日の出席状況は、15名の委員のうち、労働者委員の林典子委員がリモート参加されております。また、使用者側委員の上谷委員がご欠席と連絡を受けており、14名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づきまして、本会議は有効に成立しているということをご報告申し上げます。

本日の資料としては、神奈川県最低賃金専門部会長名の「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」の写しを、配付しますのでご確認ください。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、第421回の神奈川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

まず、本日の議事録の確認についてですが、

私と、

労働者側 林克己委員

使用者側 大竹委員

でよろしくお願ひします。

【会長】

それではさっそく議事に入らせていただきます。

まず、神奈川県最低賃金の改正決定についてですが、本日まで専門部会において慎重な審議を重ねてまいりました。これについては、神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書として取りまとめられております。

その経過について、事務局から説明してください。

(専門部会報告書(写)を各委員に配付)

【事務局：賃金室長】

8月2日から本日まで、専門部会におきまして精力的にかつ慎重な審議が重ねられてきましたが、労使の見解は一致を見ませんでした。

このため第4回専門部会において、最終的には公益委員が「時間額 1,071円、引上げ額 31円」を提案され、採決が行われたところ、
労働者側委員は全員賛成
使用者側委員は全員反対

で、公益委員を含め賛成多数という結果となり、今お配りしている「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」がまとめられました。

【会長】

では、事務局で専門部会の報告書を読み上げてください。

【事務局：監察監督官】

（「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」朗読）

【会長】

はい。どうもありがとうございました。以上の専門部会の報告について、参加されていない委員も含めて、何か御意見、御質問等ありますか。

【各委員】 （意見なし）

【会長】

はい。では、ここで採決をさせていただきます。それでは、専門部会長報告書のとおり、

時間額 1,071円、引上げ額 31円

とすることについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

【事務局：監察監督官】

賛成8名です。

【会長】

はい。では反対の方、挙手願います。

【事務局：監察監督官】

反対4名です。

【会長】

はい。それでは、賛成多数と認められますので専門部会の報告書のお

り、神奈川県最低賃金については、時間額 1,071円と決定させていただきます。

【会 長】

では、これを局長に答申するということになりますので、事務局は案文を配付してください。

【事務局】 （事務局は答申文案を配付）

【会 長】

それでは、事務局で読み上げてください。

【事務局：賃金室長】 （答申文案朗読）

【会 長】

はい、ありがとうございました。

ただいまの答申文案について、何かご意見はございますか。

【各委員の発言】 （意見なし）

【会 長】

他に御意見がなければ、これで答申したいと思います。

事務局は用意してください。

【事務局：賃金室長】

それでは答申文のご用意をいたしますので5分ほどお待ちください。

（事務局が答申文準備）

【会 長】

それでは、局長に答申したいと思います。

（会長から局長へ答申文手交）

【事務局：監察監督官】

ここで局長からごあいさつさせていただきます。

【局 長】

神奈川県最低賃金の改正について、ただいま答申をいただきました。

ひと言御礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、また大変暑い中、連日真摯に御審議いただきまして、大変ありがとうございました。

本年度における神奈川県最低賃金の改定につきましては、7月1日の審議

会で諮問し、8月2日に中央最低賃金審議会の目安を伝達させていただきました。この日から4回にわたって精力的に御審議をいただいて答申をいただきましたことにつきまして厚く御礼申し上げます。

当局といたしましては、いただきました答申を踏まえ、今後10月1日発効に向け、所要の手續に万全を期してまいります。

また、引き続き、中小企業・事業者に対する支援の充実徹底をはじめとして、いただいた答申文に記載された各事項について適切に対応してまいります。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場での最低賃金額や各種支援策の周知など、最大限の支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

【会 長】

どうもありがとうございました。それでは、事務局から今後の発効までの手續等について説明願います。

【事務局：賃金室長】

本日答申要旨の公示を行います。公示期間は本日を含めて16日間ですので、異議申立の期限は8月20日までとなりますが、8月20日は土曜日ということもあり、期限は8月22日の月曜日ということになります。発効日については、異議の申立てがあった場合の審議の結果にもよりますが、官報公示の手續きを経て、公示1か月後に最低賃金の効力を発生します。

最短で手續が進みますと、9月1日に官報公示、法定発効日が10月1日となります。

【会 長】

事務局は各手續き等よろしくお願い致します。そのほか、連絡事項はありますか。

【事務局：賃金室長】

次回審議会は、先ほど説明したとおり、異議申出がありました場合には、審議会を開催することとなります。本日公示しますと異議申出期限が8月2

2日となりますので、その翌日8月23日（金）に審議会を予定したいと思
いますので、よろしくお願いいたします。

なお、同日、特別小委員会を開催いたしますので、小委員会メンバーの委
員はご出席をお願いいたします。

【会 長】

では、以上をもちまして第421回神奈川地方最低賃金審議会を閉会とさ
せていただきます。

委員の皆様にはご協力誠にありがとうございました。